

令和5年第4回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

ページ番号

・議案第102号関係	...	2
(三豊市集落排水事業の設置等に関する条例の制定について)		
・議案第104号関係	...	3
(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)		
・議案第105号関係	...	16
(三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について)		
・議案第106号関係	...	17
(三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)		
・議案第107号関係	...	18
(三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)		
・議案第108号関係	...	20
(三豊市印鑑条例の一部改正について)		
・議案第109号関係	...	22
(三豊市国民健康保険条例の一部改正について)		
・議案第110号関係	...	23
(三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について)		
・議案第111号関係	...	24
(三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について)		

【議案第102号関係】

三豊市集落排水事業の設置等に関する条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別会計条例(平成18年三豊市条例第67号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(5) 略 (削除) (6)～(8) 略	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)～(9)</u> 略

【附則第3項関係】 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成18年三豊市条例第145号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>農業及び漁業集落排水処理施設(以下「施設」という。)</u>の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 削除 (使用料及び額の算定) 第20条 使用料の額は、<u>別表</u>に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2～4 略 5 第1項の場合において、<u>別表</u>における一般家庭の世帯の人数及び当該事業所等の処理対象人員の区分の確定方法については、規則で定める。 (削除) 別表 (第20条関係) 略	(設置) 第1条 <u>農業及び漁業集落地域の生活環境整備を推進するため、農業及び漁業集落排水処理施設(以下「施設」という。)を設置する。</u> <u>(名称及び位置等)</u> 第2条 <u>施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</u> (使用料及び額の算定) 第20条 使用料の額は、<u>別表第2</u>に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2～4 略 5 第1項の場合において、<u>別表第2</u>における一般家庭の世帯の人数及び当該事業所等の処理対象人員の区分の確定方法については、規則で定める。 <u>別表第1(第2条関係)</u> 略 <u>別表第2(第20条関係)</u> 略

【議案第104号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万5,600円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」<u>とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」と</u>する。 4~5 略 (勤勉手当) 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当	(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万4,800円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」<u>と</u>する。 4~5 略 (勤勉手当) 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当

該定年前提任短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6
月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給
する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 略

(給与からの控除)

第31条 法第25条第2項の規定により、任命権者は、職員に
給与を支給する際職員の給与から次に掲げるものを控除
することができる。

(1) 略

(2) 一般財団法人香川県市町村職員互助会

の掛金

(3)~(8) 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900

該定年前提任短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に____
100分の47.5____
____を乗じて得た額の総額

3~5 略

(給与からの控除)

第31条 法第25条第2項の規定により、任命権者は、職員に
給与を支給する際職員の給与から次に掲げるものを控除
することができる。

(1) 略

(2) 財団法人香川県市町村職員互助会(昭和58年4月1日に
財団法人香川県市町村職員互助会という名称で設立さ
れた法人をいう。)の掛金

(3)~(8) 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			

	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		295,900	343,600	382,600	394,300					94		294,900	342,600	381,600	393,300				
	95		296,200	344,100	383,200	394,600					95		295,200	343,100	382,200	393,600				
	96		296,600	344,500	383,800	394,800					96		295,600	343,500	382,800	393,800				
	97		296,800	344,700	384,500	395,000					97		295,800	343,700	383,500	394,000				
	98		297,100	345,100	385,100	395,300					98		296,100	344,100	384,100	394,300				
	99		297,500	345,500	385,700	395,600					99		296,500	344,500	384,700	394,600				
	100		297,900	345,800	386,300	395,800					100		296,900	344,800	385,300	394,800				
	101		298,100	346,100	387,000	396,000					101		297,100	345,100	386,000	395,000				
	102		298,400	346,500	387,600						102		297,400	345,500	386,600					
	103		298,800	346,900	388,200						103		297,800	345,900	387,200					
	104		299,100	347,300	388,800						104		298,100	346,300	387,800					
	105		299,300	347,800	389,500						105		298,300	346,800	388,500					
	106		299,600	348,200							106		298,600	347,200						
	107		300,000	348,600							107		299,000	347,600						
	108		300,300	349,000							108		299,300	348,000						
	109		300,500	349,500							109		299,500	348,500						
	110		300,900	349,900							110		299,900	348,900						
	111		301,300	350,200							111		300,300	349,200						
	112		301,600	350,500							112		300,600	349,500						
	113		301,800	351,000							113		300,800	350,000						
	114		302,000								114		301,000							
	115		302,300								115		301,300							
	116		302,700								116		301,700							
	117		302,900								117		301,900							
	118		303,100								118		302,100							
	119		303,400								119		302,400							
	120		303,700								120		302,700							
	121		304,100								121		303,100							
	122		304,300								122		303,300							
	123		304,600								123		303,600							
	124		304,900								124		303,900							
	125		305,200								125		304,200							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。										
別表第2(第4条関係)										別表第2(第4条関係)										
医療職給料表										医療職給料表										

ア 医療職給料表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員			円	円	円
	1		264,700	346,600	406,900
	2		267,200	349,600	409,600
	3		269,600	352,400	412,100
	4		272,000	355,300	414,700
	5		274,100	357,800	417,100
	6		277,600	360,800	419,100
	7		281,100	363,800	420,900
	8		284,500	366,600	422,800
	9		288,100	368,700	424,600
	10		291,600	371,200	427,300
	11		295,200	373,900	429,800
	12		298,700	376,400	432,200
	13		302,200	379,100	434,400
	14		306,100	382,500	436,900
	15		310,000	385,500	438,900
	16		313,600	388,800	441,000
	17		317,200	391,800	443,000
	18		320,700	394,400	445,200
	19		324,200	396,800	447,400
	20		327,700	399,300	449,500
	21		331,300	401,900	450,900
	22		335,000	403,900	453,300
	23		338,400	405,500	455,600
	24		341,700	407,100	457,800
	25		345,000	408,800	459,800
	26		347,500	411,000	462,100
	27		350,000	413,100	464,300
	28		352,300	415,100	466,600
	29		354,400	417,200	468,700
	30		356,100	419,300	470,900
	31		357,800	420,900	473,200
	32		359,600	422,600	475,300
	33		361,500	424,500	477,100
	34		363,700	426,000	479,200
	35		365,800	427,800	481,300
	36		367,800	429,600	483,300
	37		369,700	431,500	485,400
	38		371,900	433,500	487,100
	39		374,000	435,300	488,900
	40		376,000	437,200	490,700
	41		378,000	439,000	492,300
	42		378,700	440,700	494,100
	43		379,300	442,400	495,900
	44		380,000	444,200	497,500
	45		380,900	446,000	498,900
	46		382,200	447,800	500,600
	47		383,500	449,500	502,400
	48		384,800	451,200	504,100
	49		385,600	452,800	505,600
	50		386,400	454,500	506,900

ア 医療職給料表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員			円	円	円
	1		253,600	338,400	400,400
	2		256,100	341,400	403,300
	3		258,600	344,200	405,900
	4		261,100	347,100	408,600
	5		263,300	349,800	411,000
	6		267,100	352,800	413,300
	7		270,900	355,900	415,400
	8		274,700	358,700	417,300
	9		278,300	361,100	419,500
	10		282,300	363,700	422,200
	11		286,300	366,400	424,800
	12		290,300	369,200	427,500
	13		294,000	372,100	429,900
	14		298,000	375,600	432,400
	15		301,900	378,600	434,800
	16		305,700	382,200	437,300
	17		309,300	385,600	439,300
	18		312,800	388,300	441,700
	19		316,300	390,800	444,000
	20		319,800	393,400	446,400
	21		323,400	396,100	447,900
	22		327,100	398,300	450,300
	23		330,500	400,200	452,600
	24		333,800	401,800	454,900
	25		337,300	403,800	456,900
	26		339,800	406,100	459,200
	27		342,400	408,300	461,400
	28		344,700	410,600	463,700
	29		347,100	412,900	465,800
	30		348,900	415,000	468,100
	31		350,700	417,000	470,400
	32		352,700	419,100	472,600
	33		354,900	421,000	474,600
	34		357,200	422,800	476,700
	35		359,300	424,600	478,800
	36		361,600	426,600	480,900
	37		363,700	428,500	483,000
	38		366,100	430,500	484,800
	39		368,300	432,400	486,600
	40		370,300	434,400	488,400
	41		372,500	436,200	490,100
	42		373,500	438,000	491,900
	43		374,300	439,700	493,700
	44		375,000	441,500	495,500
	45		376,200	443,300	497,100
	46		377,600	445,100	498,800
	47		379,100	446,900	500,600
	48		380,600	448,600	502,400
	49		381,700	450,400	504,000
	50		382,700	452,100	505,300

	51	387,200	456,200	508,200	560,900		51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	387,700	457,900	509,500	561,800		52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	388,500	459,800	510,500	562,600		53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	389,300	461,000	511,800	563,500		54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	390,000	462,200	513,100	564,400		55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	390,700	463,400	514,400	565,300		56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	391,400	464,400	515,400	566,200		57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	392,300	465,400	516,200	567,100		58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	393,000	466,300	517,000	568,000		59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	393,600	467,100	517,800	568,700		60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	394,100	467,900	518,700	569,600		61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	394,600	468,600	519,500	570,500		62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	395,000	469,300	520,400	571,400		63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	395,400	469,900	521,200	572,300		64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	395,700	470,600	522,100	573,200		65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		471,300	523,000			66		469,700	521,400	
	67		471,900	523,700			67		470,400	522,100	
	68		472,500	524,600			68		471,000	523,000	
	69		472,800	525,500			69		471,300	523,900	
	70		473,400	526,300			70		472,000	524,700	
	71		474,100	527,200			71		472,700	525,600	
	72		474,800	528,100			72		473,400	526,500	
	73		475,200	528,900			73		473,800	527,300	
	74		475,800	529,800			74		474,400	528,200	
	75		476,500	530,700			75		475,100	529,100	
	76		477,200	531,400			76		475,800	529,800	
	77		477,600	532,200			77		476,200	530,600	
	78		478,200	533,100			78		476,800	531,500	
	79		478,800	534,000			79		477,400	532,400	
	80		479,300	534,900			80		477,900	533,300	
	81		479,900	535,700			81		478,500	534,100	
	82		480,400	536,600			82		479,000	535,000	
	83		480,900	537,500			83		479,500	535,900	
	84		481,400	538,400			84		480,000	536,800	
	85		481,800	539,200			85		480,400	537,600	
	86		482,400	540,100			86		481,000	538,500	
	87		482,800	541,000			87		481,400	539,400	
	88		483,300	541,900			88		481,900	540,300	
	89		483,800	542,700			89		482,400	541,100	
	90		484,400				90		483,000		
	91		485,000				91		483,600		
	92		485,400				92		484,000		
	93		485,900				93		484,500		
	94		486,500				94		485,100		
	95		487,100				95		485,700		
	96		487,600				96		486,300		
	97		488,100				97		486,800		
定 年 前 再 任 用 短 時		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定 年 前 再 任 用 短 時		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400			円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

間 勤 務 職 員							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	号給	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000

間 勤 務 職 員							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	号給	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		

96	293,200	329,800	350,600				96	292,000	328,800	349,600			
97	293,500	330,000	350,900				97	292,400	329,000	349,900			
98	293,700	330,300	351,300				98	292,700	329,300	350,300			
99	293,900	330,600	351,700				99	292,900	329,600	350,700			
100	294,200	330,900	352,100				100	293,200	329,900	351,100			
101	294,500	331,100	352,600				101	293,500	330,100	351,600			
102	294,700	331,400	353,000				102	293,700	330,400	352,000			
103	294,900	331,800	353,400				103	293,900	330,800	352,400			
104	295,200	332,000	353,800				104	294,200	331,000	352,800			
105	295,500	332,200	354,300				105	294,500	331,200	353,300			
106		332,400	354,700				106		331,400	353,700			
107		332,800	355,100				107		331,800	354,100			
108		333,000	355,500				108		332,000	354,500			
109		333,200	356,000				109		332,200	355,000			
110		333,600	356,400				110		332,600	355,400			
111		334,000	356,800				111		333,000	355,800			
112		334,400	357,200				112		333,400	356,200			
113		334,600	357,700				113		333,600	356,700			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	定年前再任用短時間勤務職員以外	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800		2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800		3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800		4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800		5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900		6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900		7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900		8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400		9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400		10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300		11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300		12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200		13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200		14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200		15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200

職員	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	職員	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100		17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100		18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200		19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200		20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900		21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000		22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100		23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100		24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000		25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600		26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400		27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200		28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900		29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600		30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500		31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200		32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900		33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600		34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400		35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100		36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700		37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400		38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200		39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000		40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500		41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000		42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500		43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800		44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900		45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000		46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100		47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300		48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600		49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700		50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900		51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000		52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200		53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200		54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300		55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400		56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500		57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000		58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600		59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000		60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600		61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100		62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500		63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000		64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500		65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900		66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200		67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500		68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900		69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300		70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600		71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900		72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700

73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100	
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				

73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				

	128	299,200	329,900						128	298,200	328,900					
	129	299,400	330,100						129	298,400	329,100					
	130	299,700	330,300						130	298,700	329,300					
	131	300,100	330,700						131	299,100	329,700					
	132	300,500	330,900						132	299,500	329,900					
	133	300,700	331,200						133	299,700	330,200					
	134	301,000	331,600						134	300,000	330,600					
	135	301,400	332,000						135	300,400	331,000					
	136	301,700	332,400						136	300,700	331,400					
	137	301,900	332,700						137	300,900	331,700					
	138	302,200	333,100						138	301,200	332,100					
	139	302,600	333,500						139	301,600	332,500					
	140	302,900	333,900						140	301,900	332,900					
	141	303,100	334,200						141	302,100	333,200					
	142	303,500	334,600						142	302,500	333,600					
	143	303,900	334,900						143	302,900	333,900					
	144	304,200	335,300						144	303,200	334,300					
	145	304,400	335,600						145	303,400	334,600					
	146	304,600	336,000						146	303,600	335,000					
	147	304,900	336,400						147	303,900	335,400					
	148	305,300	336,800						148	304,300	335,800					
	149	305,500	337,100						149	304,500	336,100					
	150	305,700	337,500						150	304,700	336,500					
	151	306,000	337,900						151	305,000	336,900					
	152	306,300	338,300						152	305,300	337,300					
	153	306,700	338,600						153	305,700	337,600					
	154	306,900							154	305,900						
	155	307,100							155	306,100						
	156	307,400							156	306,400						
	157	307,700							157	306,700						
	158	308,000							158	307,000						
	159	308,300							159	307,300						
	160	308,600							160	307,600						
	161	309,000							161	308,000						
	162	309,300							162	308,300						
	163	309,600							163	308,600						
	164	309,900							164	308,900						
	165	310,300							165	309,300						
	166	310,600							166	309,600						
	167	310,900							167	309,900						
	168	311,200							168	310,200						
	169	311,600							169	310,600						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300				235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（期末手当） 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4・5 略 （勤勉手当） 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> _____を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4・5 略 （勤勉手当） 第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額

【議案第105号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第106号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第107号関係】

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行																																																																								
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。))については、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>718,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>839,000</td></tr> </tbody> </table> 2~4 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。))第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u> 第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という))については、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1級</td><td>188,700</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>216,200</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>256,200</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>275,600</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>290,700</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>316,200</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>358,000</td></tr> <tr> <td>8級</td><td>391,200</td></tr> </tbody> </table> 2・3 略	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	職務の級	給料月額		円	1級	188,700	2級	216,200	3級	256,200	4級	275,600	5級	290,700	6級	316,200	7級	358,000	8級	391,200	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。))については、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>374,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>533,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>608,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>710,000円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>830,000円</td></tr> </tbody> </table> 2~4 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。))第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」<u>とする。</u> 第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という))については、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>187,700円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>215,200円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>255,200円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>274,600円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>289,700円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>315,100円</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>356,800円</td></tr> <tr> <td>8級</td><td>389,900円</td></tr> </tbody> </table> 2・3 略	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円	職務の級	給料月額	1級	187,700円	2級	215,200円	3級	255,200円	4級	274,600円	5級	289,700円	6級	315,100円	7級	356,800円	8級	389,900円
号給	給料月額																																																																								
	円																																																																								
1	380,000																																																																								
2	427,000																																																																								
3	477,000																																																																								
4	539,000																																																																								
5	615,000																																																																								
6	718,000																																																																								
7	839,000																																																																								
職務の級	給料月額																																																																								
	円																																																																								
1級	188,700																																																																								
2級	216,200																																																																								
3級	256,200																																																																								
4級	275,600																																																																								
5級	290,700																																																																								
6級	316,200																																																																								
7級	358,000																																																																								
8級	391,200																																																																								
号給	給料月額																																																																								
1	374,000円																																																																								
2	422,000円																																																																								
3	472,000円																																																																								
4	533,000円																																																																								
5	608,000円																																																																								
6	710,000円																																																																								
7	830,000円																																																																								
職務の級	給料月額																																																																								
1級	187,700円																																																																								
2級	215,200円																																																																								
3級	255,200円																																																																								
4級	274,600円																																																																								
5級	289,700円																																																																								
6級	315,100円																																																																								
7級	356,800円																																																																								
8級	389,900円																																																																								

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（給与条例の適用除外等） 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中 <u>「100分の122.5」とあるのは「100分の170」</u>とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中 <u>「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」</u>とする。

【議案第108号関係】

三豊市印鑑条例(平成18年三豊市条例第17号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
（印鑑登録証） 第7条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証(以下「登録証」という。)を登録申請者又はその代理人に対し直接に交付する。 2 略 （削除） （削除） （削除） （印鑑登録証明書の交付） 第13条 登録者_____は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者本人が個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)をいう。以下同じ。)を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。 2 前項本文の規定による申請は、代理人により行うことができる。 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証(第1項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)で個人番号カード_____ _____又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限	（印鑑登録証） 第7条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証(以下「登録証」という。)を登録申請者又はその代理人に対し直接に交付する。 2 略 3 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。 4 市長は、登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付する。 5 前2項の規定にかかわらず、第14条第1項に規定する多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。 （印鑑登録証明書の交付） 第13条 登録者又はその代理人は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。 2 市長は、前項の_____申請があったときは、登録証_____及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機_____で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限

る。)を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録
証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律([平成14年法律第153号](#))第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定した暗証番号とする。

【議案第109号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
第3条 略 <u>(被保険者とししない者)</u> <u>第3条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により</u> <u>児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養</u> <u>育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民</u> <u>法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないも</u> <u>のは、被保険者とししない。</u>	第3条 略

【議案第110号関係】

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 略 2 略 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 略 2 略 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中 _____ _____ _____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

【議案第111号関係】

三豊市空家等の適正な管理に関する条例(平成29年三豊市条例第2号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(空家等の所有者等の責務) 第3条 空家等の所有者等は、法第5条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるとともに、空家等の適切な管理を行わなければならない。 (市の責務) 第4条 市は、法第4条第1項の規定により、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるものとする。 (空家等対策計画) 第6条 市は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定により、三豊市空家等対策計画を定めるものとする。 (空家等及び空家等の跡地の活用等) 第8条 市は、法第15条の規定により、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。 (特定空家等に対する措置) 第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定により特定空家等に対する措置を講じるときは、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。 2 法第22条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。 (協議会) 第13条 法第8条第1項の規定により、三豊市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 略 (2) 法第22条に規定する措置に関すること。 (3) 略 3 略 4 委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。 5~10 略	(空家等の所有者等の責務) 第3条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理を行わなければならない。 (市の責務) 第4条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるものとする。 (空家等対策計画) 第6条 市は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、三豊市空家等対策計画を定めるものとする。 (空家等及び空家等の跡地の活用等) 第8条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。 (特定空家等に対する措置) 第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講じるときは、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。 2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。 (協議会) 第13条 法第7条第1項の規定により、三豊市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 略 (2) 法第14条に規定する措置に関すること。 (3) 略 3 略 4 委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。 5~10 略